



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年5月20日（火） 第10298号

目次

	ページ
公 告	
○毒物劇物取扱者試験の実施（薬務課）	2
労働委員会告示	
○地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定	2
正 誤	
○令和7年3月27日群馬県規則第17号（文化振興課）	3

■ 公 告

群馬県毒物劇物取扱者試験規則（昭和26年群馬県規則第27号）第1条の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する

令和7年5月20日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 試験日時 令和7年10月19日（日）午後1時から午後2時30分まで
- 2 試験場所 前橋市上沖町323-1 群馬県立県民健康科学大学
- 3 試験の種類
 - (1) 一般
 - (2) 農業用品目
 - (3) 特定品目
- 4 試験科目
 - (1) 筆記試験
 - ア 毒物及び劇物に関する法規
 - イ 基礎化学
 - ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
 - (2) 実地試験 毒物及び劇物の識別及び取扱方法（筆記方式）
- 5 受験手数料 10,700円（群馬県証紙又は払込書による。）
- 6 試験願書
 - (1) 願書配布 群馬県健康福祉部薬務課、県内の各保健福祉事務所及び中核市（前橋市及び高崎市）の保健所において願書を配布する。
 - (2) 願書受付 願書は、令和7年8月25日（月）から同月29日（金）までの期間、県内の各保健福祉事務所及び中核市（前橋市及び高崎市）の保健所において受け付ける。
 - (3) 願書の受付方法 願書は、前記(2)の受付場所に持参すること。ただし、県外居住者にあつては郵送を認め、令和7年8月29日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- 7 問合せ先 試験についての問合せは、群馬県健康福祉部薬務課又は県内の各保健福祉事務所にすること。

■ 労働委員会告示

◎群馬県労働委員会告示第2号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、群馬県病院局の職員が結成し、又は加入する群馬県病院局職員労働組合について、群馬県病院局の職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を令和7年5月8日次の表のとおり認定した。

なお、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定の告示（令和6年群馬県労働委員会告示第4号）は、廃止する。

令和7年5月20日

群馬県労働委員会会長 新 井 博

県 庁	病院局長、参事、課長、新病院建設室長、看護主監、技術主監、薬剤主監、次長、看護人材支援専門官、総務係長、職員係長、財務係長、戦略・DX推進係長、新病院建設係長及び人事又
-----	--

	は労働関係の事務を担当する職員
専門機関	院長、副院長、院長補佐、医監、医療局長、健康指導局長、総合周産期母子医療センター長、総合周産期母子医療センター副センター長、看護部長及び副看護部長並びに事務局長、事務局次長及び総務課長

■ 正 誤

○規則正誤

令和7年3月27日群馬県規則第17号（群馬県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則）

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
号外第9号	2	上欄	35	各号中「別表」を「別表第1」	第1号から第3号まで及び第5号中「条例別表」を「条例別表第1」